

川越市談合情報対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が締結する建設工事の請負等の契約に係る入札の適正を期するため、談合等の不正行為（以下「談合等」という。）に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応等について必要な事項を定めるものとする。

(談合情報の確認等)

第2条 本市が締結する建設工事の請負等の契約に係る談合情報の通報（報道機関を経由した通報を含む。）を受けた職員は、当該通報をした者に対して次に掲げる事項及び必要と認められる事項を確認し、直ちに談合情報調書（様式第1号）を作成して、契約課長に送付するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先
- (2) 対象工事等の件名
- (3) 落札予定業者名及び落札予定金額
- (4) 談合等が行われた日時及び場所
- (5) 談合等に関与した業者名
- (6) 談合等の方法

2 契約課長は、談合情報調書の送付を受けた場合は、できる限り詳細情報の入手に努めるものとする。

- (1) 報道機関を経由した通報の場合は、当該報道機関に対して、取材及び報道の活動に支障のない範囲における談合情報の出所の明示の要請
- (2) 通報者が明らかな談合情報の場合は、通報者に対して、情報内容の裏付けとなる情報等の確認

3 契約課長は、前2項の規定により得た談合情報について、速やかに談合情報調書及び関係書類を添えて、談合情報に係る報告書（様式第2号）により、総務部長に報告するものとする。

4 総務部長は、前項の規定により報告を受けた談合情報が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、原則として談合情報として取り扱わないものとする。この場合において、次条から第11条までの規定は適用しない。

- (1) 既に公表されている情報のみである場合
- (2) 不確実又は一般的な情報で具体性に乏しい場合
- (3) 同一入札において、内容を異にする複数の情報がある場合

(入札の延期等)

第3条 契約課長は、総務部長の指示により次の区分により措置するものとする。

- (1) 当該談合情報を得たときが入札書の提出前（電子入札の場合は入札書提出期間の開始前）であるときは、当該入札に係る入札日（電子入札の場合は入札書提出期間及び開札日）の延期を行う。

- (2) 当該談合情報を得たときが入札書の提出後（電子入札の場合は入札書提出期間の開始後）から開札の前であるときは、応札者すべてに入札書の提出を行わせ、開札をせずに当該入札の中断又は延期を行う。
- (3) 当該談合情報を得たときが開札後から落札者の決定前であるときは、落札者の決定をせずに当該入札の中断又は延期を行う。
- (4) 当該談合情報を得たときが落札者の決定後から契約の締結前であるときは、当該契約の締結を保留する。
- (5) 当該談合情報を得たときが契約の締結後であるときは、当該契約の履行状況等に応じ、適切な措置を講ずる。

（事情聴取の実施）

第4条 契約課長は、総務部長の指示により次に掲げる事項及び必要と認められる事項について、入札参加者（入札の参加を予定している者を含む。共同企業体の場合はその構成員。以下同じ。）のすべてから個別に事情を聴取し、及びその内容について事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。この場合において、事情を聴取する相手は、当該事情聴取について責任ある回答ができる者でなければならない。

- (1) 談合等の事実の有無（ある場合はその内容の詳細）
 - (2) 入札金額（見積額）の算定方法及び算定に係る体制
 - (3) 談合等の防止に対する取組
 - (4) 共同企業体の場合は、その結成の方法
- 2 落札者の決定後に談合情報を得た場合の前項の事情聴取は、既に入札の結果等を公表していることに留意しつつ行うものとする。
- 3 契約課長は、第1項の事情聴取を行った結果、談合等の事実が確認できなかった場合で、かつ、入札参加者が談合等の事実を否定するときは、入札参加者のすべてから当該入札に関し談合等を行っていない旨の誓約書（様式第4号又は様式第5号）を提出させるものとする。

（事情聴取の結果報告）

第5条 契約課長は、前条の規定による事情聴取の結果等について、同条第1項及び第3項に規定する資料を添えて速やかに総務部長に報告するものとする。

（談合情報の報告等）

第6条 総務部長は、第2条第3項及び前条の規定により報告を受けた内容について、速やかに談合情報に係る報告書（様式第6号）により市長に報告するとともに、川越市入札等審査委員会規程（平成17年3月24日市長決裁）の規定に基づく川越市入札等審査委員会（以下「委員会」という。）に談合等の事実の有無の判定及び判定後の措置について付議するものとする。

(談合等の事実の有無の判定)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議のうえ、談合等の事実の有無を判定するものとする。

- (1) 談合情報の内容
- (2) 事情聴取の結果
- (3) 誓約書の内容
- (4) 誓約保証金制度を採用した場合における保証金の納付状況
- (5) 入札の結果
- (6) その他談合等に係る関係資料

(判定後の措置)

第8条 委員会は、談合等の事実の有無を判定した場合は、次の区分により措置するものとする。

- (1) 落札者の決定前に談合情報を得た場合であって、談合等の事実がないと判定したときは、中断又は延期していた当該入札の執行を決定する、又は当該入札の状況等に応じた的確な対応を定める。
- (2) 落札者の決定前に談合情報を得た場合であって、談合等の事実があると判定したときは、当該入札の中止を決定する。
- (3) 落札者の決定後に談合情報を得た場合であって、談合等の事実がないと判定したときは、保留していた当該契約の締結を決定する、又は当該契約の履行状況等に応じた的確な対応を定める。
- (4) 落札者の決定後に談合情報を得た場合であって、談合等の事実があると判定したときは、落札の取り消し等当該契約の履行状況等に応じた具体的な対応を定める。

(公正取引委員会への資料の送付)

第9条 委員会は、前条第2号又は第4号の措置を行う場合は、必要に応じて作成した資料を公正取引委員会へ送付するものとする。

(談合等の防止のための措置等)

第10条 契約課長は、談合等の防止を図るため、必要に応じ次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (1) 指名業者の選考に抽選による方法を取り入れた入札
- (2) 不正行為を行った業者名の公表
- (3) 詳細な積算内訳による入札金額内訳書の提出
- (4) 誓約保証金の徴収
- (5) その他談合等の防止を目的とする措置

(談合情報に対する処理の報告)

第11条 契約課長は、談合情報に対する処理が終了したときは、速やかに談合情報処理報告書(様

式第7号)を作成し、業者選考書、談合情報調書、事情聴取書、誓約書、談合等の裏付けとなる資料その他の関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。